平成２４年（フ）第２１９号
静岡県浜松市中区和合町220番地の2012、前住所静岡県浜松市中区和合町２番地の１
債務者　加納　里二
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２５８号
静岡県袋井市西田410番地　ピュア２―102号室、前住所静岡県袋井市中913番地の８
債務者　待谷　園美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第２６号
島根県邑智郡邑南町鱒渕960番地
債務者　日高　和美
1　決定年月日時　平成24年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月24日午後１時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第３４３号
静岡県榛原郡吉田町川尻414番地　グランドハイツ小山Ａ―101
債務者　佐藤　正彦
1　決定年月日時　平成24年６月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１８９号
埼玉県久喜市青毛267番地２
破産者　フレッシュマートまるいち有限会社
1　決定年月日　平成24年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３９０号
沖縄県那覇市久米２丁目８番12号ＳＯ久米ビル１Ｆ
破産者　有限会社シーズ・マーケット
1　決定年月日　平成24年６月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７５号
群馬県桐生市相生町１丁目15番地の１
破産者　有限会社帝工業
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７４号
群馬県みどり市笠懸町鹿4562番地11
破産者　田島　俊春
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７６号
群馬県みどり市笠懸町久宮416番地
破産者　有限会社共和側溝
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第７７号
群馬県みどり市笠懸町久宮205番地３
破産者　撹上　貞雄
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２３年（フ）第１２７号
群馬県桐生市東久方町１丁目５番７号
破産者　島田　雅弘
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１９号
新潟県加茂市赤谷３番12号　キャニオンヴィラ102、前住所新潟県加茂市陣ケ峰１番９号
破産者　田中　　繁
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第１５６９号
愛知県小牧市大字下末1496番地８
破産者　有限会社十文字建設
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１１４号
名古屋市北区柳原２丁目20番17号
破産者　有限会社エベレスト
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６５号
愛知県春日井市菅大臣町133番地
破産者　有限会社ベスト・ワーク
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６２号
三重県いなべ市員弁町平古142番地の24
破産者　株式会社プレテックアンドウ
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第６３号
三重県いなべ市北勢町二之瀬1106―２、住民票上の住所三重県いなべ市北勢町中山29番地３
破産者　安藤　　學
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第４９０４号
最後の住所大阪市大正区泉尾１丁目34番15号
破産者　被相続人亡宮本憲治相続財産
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８２３７号
大阪府高槻市大冠町３丁目23番８号
破産者　株式会社山一企画
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８００号
大阪市北区天神橋６丁目５番16号、商業登記簿上の本店所在地大阪市北区天神橋６丁目５番13号
破産者　株式会社サカヱ洋品店
1　決定年月日　平成24年６月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部